

みやき町防災行政無線（同報系）システム  
親局更新業務

仕様書

みやき町防災安全課

# 第1章 総則

## 1. 適用範囲

本仕様書は、みやき町（以下「甲」という。）が整備する「みやき町防災行政無線（同報系）システム親局更新業務」（以下「本業務」という）において、受注者（以下「乙」という。）との間で締結する契約に適用する。

## 2. 目的

本仕様書は、甲が現在運用している防災行政無線（同報系）システム（以下「既存システム」という。）の安定運用や近年の情報伝達手段の多様化に対応したシステム構築を行うことで、災害発生時等の迅速で的確な情報伝達を実現し、住民の安心安全の確保並びに防災、応急、救助、災害復旧に関する円滑な業務遂行を行うことを目的とする。また、平常時には一般行政事務における連絡、案内等、生活情報の提供による住民サービスの福祉の向上に活用を行う。

## 3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月27日までとする。

## 4. 履行場所

みやき町内一円

## 5. 関連法規

乙は本仕様書に定めるもののほか、以下の関係法令、規定を遵守しなければならない。

- (1) 電波法及び同法関係規則、告示
- (2) 電気通信設備業務共通仕様書（国土交通省）
- (3) (社)電波産業会 市町村デジタル同報通信システム標準規格（ARIB STD-T86）
- (4) (社)電波産業会 市町村デジタル同報通信システム標準規格（ARIB STD-T115 最新版）
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 日本技術標準規格（JES）
- (8) みやき町地域防災計画
- (9) 個人情報保護法
- (10) その他関係法令、条例、規則等

## 6. 必要とする要件

乙は、下記の要件を全て満足すること。

- (1) 令和7・8年度みやき町入札参加資格名簿(物品販売、その他)に登録されていること。
- (2) 過去に佐賀県内で、親局設備を含む市町村デジタル防災行政無線同報系の元請整備実績があること。但し、共同企業体の構成員として施工したものは除くものとする。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）を取得していること。

## 7. 業務工程

全体業務工程表を作成し、甲と協議のうえ決定すること。また、業務の進捗具合は適宜甲に報告するものとし、工程に大幅な変更が生じた場合は速やかに報告し、協議のうえ変更後の作業工程を決定すること。なお、現場作業スペース等については甲と協議したうえで決定するものとし、当該対象施設職員の業務に支障をきたさないよう十分に注意し、作業工程に反映すること。

## 8. 安全管理

乙は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害の発生防止に努めること。

## 9. 打合せ及び記録

- (1) 乙は、本業務を適切かつ円滑に実施するため、甲と連絡を密接に取り、本業務における各種方針、条件等の質疑に応じること。
- (2) 乙は、本業務の進捗に応じて甲へ報告をし、十分な打合せを実施すること。なお、その内容について打合せ記録簿に記録し、甲の確認を受けなければならない。
- (3) 乙は、甲から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

## 10. 提出書類等

乙は、契約後直ちに本仕様書に基づき、詳細な打合せを行い次の書類を甲の指定する期日までに提出すること。なお、提出部数については、別途指示する。

- (1) 納入仕様書
- (2) 工程表
- (3) 試験・検査成績書
- (4) 完成図書
- (5) 取扱説明書
- (6) その他必要書類

## 11. 所有権

本業務で作成される書類等の所有権（他で著作権及び所有権が設定されているものを除く）については、全て甲に帰属するものとする。また、本業務の実施にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、乙の責任において適切に処理するものとする。

## 12. 特許等

本設備設置にかかる特許又は実用新案については、すべて乙において責任を負うこと。

## 13. 損害賠償

本業務の遂行に当たり、第三者の施設などに損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において速やかに処理を行うこと。

## 14. 秘密保持

甲および乙は、本契約に関して知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘

密を相手方の書面による事前承諾なしに第三者に公表又は漏洩してはならない。また、本業務完了後においても同様とする。

#### 15. 検査

乙は、以下に示す甲の検査を受けなければならない。なお、検査の日程、内容、方法等については、甲と打合せの上決定するものとし、検査に要する測定機器及び人員等については乙において準備するものとする。また、検査時に甲から訂正を指示された場合及び内容に誤りや不備不良な点が発見された場合は、乙の責任において速やかに補足、訂正しなければならない。

#### 16. 引渡し

指定された提出書類等一式を納品し、完成検査の合格をもって本業務の完了とする。ただし、本業務の完了前においても、甲は本システムの一部について乙の承諾を得て使用することができるものとする。

#### 17. 指導

乙は、本システムの運用及び保守に必要な説明資料を作成のうえ、甲に対して必要な技術指導及び操作説明を行うこと。

#### 18. 契約不適合責任

機器等の瑕疵担保期間は引渡しの日の翌日から 1 年間とする。但し、瑕疵担保期間の経過後も明らかに乙の責に帰すべき事由による不備等においては、乙の負担で対応すること。

#### 19. 撤去材の処分

本業務において発生する撤去材、梱包材は建設リサイクル法に基づき、乙の責任において処理するものとする。なお、甲の指示により生じた軽微な撤去品に関しては乙の負担により撤去すること。

#### 20. 資料貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として乙が行うものであるが、甲が所有し本業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を希望する資料についてはリストを作成の上、甲の承認を得なければならない。

#### 21. 仕様書の疑義

- (1) 仕様書の内容及び記載のない事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙双方協議のうえ定めるものとし、乙の一方的な解釈で本業務を実施しないこと。
- (2) 本仕様書は主要事項のみ示しており、明示していない事項で本業務の性質及び社会通念上、当然実施しなければならないものについては、乙の責任で実施するものとする。

#### 22. 仕様の変更

本仕様書記載事項についての変更は原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の指導等により、やむを得ない場合のみ、理由、根拠を提示し甲の承認を得て行うこと。契約後、乙の都合により変更が生じた場合、契約額の増加は認めない。甲の都合により変更が生じた場合は、甲及び乙双方協議のうえ決定するものとする。

### 23. 契約期間の延長

世界情勢等による半導体不足等、止む無く納期が遅延する場合は、双方協議の上、乙の責なく変更が可能なものとする。これらの場合において、その理由、経緯、対応措置等について甲へ書面で提示するものとする。

## 第2章 共通指定事項

### 1. 装置設計の原則

設計にあたっては、装置がこの仕様に照合して最適の構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるように配慮して行うものとする。

- (1) 運用に際して最適の機能を有するものであること。
- (2) 環境に配慮した省エネ設計及び省スペース化に配慮されたものであること。
- (3) 操作卓等、システムの中核部分となる装置の主要部分については、安定運用に十分に配慮したものであること。
- (4) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (5) 日常の清掃、点検、調整及び保守、修理が容易に行えるものであり、かつ、これらに際して危険のない構造であること。

### 2. 技術基準

- (1) 本施設に使用する装置機材は、品質管理のできる信頼性の高いものを使用することとする。なお、品質管理責任は乙が負うものとする。
- (2) 総務省より示された防災行政用無線局の免許方針及び防災行政用無線局の事務処理要領に合致するものとする。
- (3) (一社)電波産業会 市町村デジタル同報通信システム標準規格 (ARIB STD-T86) に合致したものとする。
- (4) 将来の整備計画や情報通信の多様化にも対応できるよう拡張性、経済性を備えたものであり、装置の増設及び機能の追加等に対し、容易に追加や変更が行えるよう配慮されているものとする。

### 3. 環境条件

下記の条件にて、性能を満足するものとする。

- (1) 屋外機器 温度：-10℃ ～ +50℃，湿度：35℃/90%
- (2) 屋内機器 温度： 0℃ ～ +40℃，湿度：35℃/80% 但し、OA 機器等については、温度：+5℃～+35℃，湿度：35℃/80%とする。
- (3) 屋外に設置する設備は、設計風速（みやき町） $V_0=34\text{m/sec}$ （建築基準法施行令第 87 条第 2 項による）、直射日光、雨、雪等により機能障害を生ずることなく、安定した動作をするものとする。
- (4) その他、設置場所の気象及び環境に十分耐え得るものとする。

### 4. 電氣的必要条件

- (1) 電源電圧は、機器定格電圧の 10%変動範囲内で正常に動作するものとする。
- (2) 電気回路には、過電圧に対する保護装置または保護回路を設けるものとする。
- (3) 可能な限りプリント配線とし、盤間配線は原則として束線とすること。また、図面と対照して配線の識別が簡単で保守点検が容易に可能であるものとする。
- (4) プリント基板、コネクタ類等の接触部は接触不良による障害が生じないよう堅牢なメッキを施すものとする。

### 5. 銘板表示等

- (1) 各装置には品名、型式、製造番号、製造年月を銘板にて表示するものとする。
- (2) 各装置の入・出力端子、調整箇所及び部品等には、図面と対照して容易に判別できる標識を表示するものとする。
- (3) 各装置の主要な操作部分には、取扱方法の表示をするものとする。
- (4) 特に取扱上注意を要する箇所については、その旨を特記するものとする。

6. その他

乙は既設設備の移設、改修等を行う場合、システムに支障のないようにするものとし、運用停止時間を短縮すること。万が一、支障等を発生させた場合は乙の責任において原因究明及び復旧などの対応を行うものとする。なお、既設メーカー又は保守会社による試験調整を実施し、システム引渡し後の運用に関する保証を受けること。

## 第3章 施設の概要

### 1. 親局設備

- ア 町役場に操作卓等の装置を新設し、その新設する操作卓から既設 16QAM の再送信子局設備、屋外拡声子局設備、戸別受信機に対して、「緊急一括・一括・グループ・個別放送及び時差放送」による情報伝達が確実にできること。なお、本業務で更新する装置以外は全て既設設備を流用とする。
- イ 本業務で更新する装置は、将来甲が防災行政無線の無線方式を、市町村デジタル同報通信システム TYPE2 (ARIB-STD T115 最新版) へ更新した場合においても、継続して使用することが可能であること。
- ウ 新旧操作卓の切替時間は短時間でを行うこと。
- エ 新設する操作卓から、既設の再送信子局装置及び送信機能付き屋外拡声子局装置の監視及び連絡通話が可能なこと。
- オ 情報連携装置を整備し、緊急速報メール、ホームページ、登録制メール等の各種メディアに対して情報の一括配信が行えること。なお、連携先システムに改修が必要な際の費用については、本業務に含むこと。

### 2. 遠隔制御設備

- ア 中原庁舎、三根庁舎及び鳥栖・三養基消防本部に遠隔制御装置を設置し、親局を介して放送が可能となるよう整備を行うこと。

### 3. 発令判断支援システム

- ア リアルタイムな気象・観測情報を一元的に表示し、風水害等に対する職員の災害対応に漏れがないよう支援できること。
- イ 過去の災害対応や避難所の状況等についても、各職員が常に最新の対応状況を確認できること。

## 第4章 装置の機能仕様

### 1. 親局設備

#### (1) 操作卓

##### 1). 機能

- ア 23 インチワイド以上の表示部を有し、操作はタッチパネル及びマウスにて行え、放送操作や装置の設定が容易に可能なものであること。
- イ 操作卓本体制御部と操作部は分離して設置が可能で、操作部は設置が容易な端末タイプであること。
- ウ 画面遷移すること無く一つの画面をスクロールすることで、放送に必要な全ての放送操作、設定が行えること。
- エ 選択呼出し機能、音声調整機能の他、自動プログラム送出装置及び自動通信記録装置並びに音声合成放送設定、無線装置の制御を本装置から可能であること。
- オ 選択呼出部は、緊急一括、一括、グループ（行政区・目的別等）、個別等の呼出が行え、ID登録は10,000以上設定可能であること。
- カ 呼出先の選択は300個以上の登録ができること。
- キ 繰り返し放送の可能性がある設定は、予めショートカットとして登録することができること。また、再設定しなくとも同じ登録内容を放送する事が行えること。
- ク 運用形態に合わせて緊急放送、一般放送の呼出対象子局を任意に設定可能であること。
- ケ 緊急時は予め緊急放送登録したボタンを操作することで緊急放送が可能であること。
- コ 手動操作による放送のほか、予め設定された時刻にミュージックチャイム音源の定時放送及び登録された放送を自動的に放送できること。
- サ 自局の放送中は放送状態の表示により、画面で確認できること。また、子局呼出中は、操作卓のタッチパネル上に、放送種別、放送開始までの時間（秒）、時差数を表示し、呼出子局の詳細が表示できること。
- シ 放送中の画面には放送名称、マイク、上りチャイム、下りチャイム、サイレン、音源一覧、呼出先表示、終話ボタンを表示し、放送状況に合わせ、柔軟に音源等を挿入する操作が可能であること。また、他の遠隔制御装置が放送中であっても、任意に割込み放送ができること。
- ス 過去の放送履歴から放送音源を再利用して履歴放送が可能なこと。
- セ 放送履歴は日、週、月、全件での検索や表示件数等の選択が行えること。
- ソ 履歴放送の登録件数は800件まで可能なこと。
- タ 音の重なり（エコー）を防止するため一斉、グループ及び個別通報において最大6時差での通報ができること。
- チ 緊急放送は強制音量で放送し、その他の放送は音量大、中、小の3種類を通報ごとに設定できること。

- ツ 定時放送及び時報等を正確に行うための時刻補正機能を有していること。
- テ 送信機能付屋外拡声子局設備の設備状態の確認及び表示ができること。また、異常等があった場合には外部通報を行う機能を有していること。
- ト 状態監視機能により屋外拡声子局設備からの状態情報（停電、扉、拡声起動等）を操作卓、地図表示盤等で確認及び表示が可能であること。
- ナ 手動監視・予め設定した時刻による自動監視・放送後自動監視・無応答リトライ監視が可能であること。
- ニ 遠隔制御装置の運用を統制できる機能を保有すること。
- ヌ データ記憶部は信頼性を考慮しハードディスクの二重化構成とし、不具合が発生した場合にも支障なく運用が行えること。
- ネ 操作卓のハードディスクは二重化構成とし、不具合が発生した場合に支障なく運用が行えると共に、運用を停止することなくハードディスクの交換が可能であること。また操作部が故障時には、遠隔制御装置にて放送等の運用が行えること。
- ノ システム待機状態時には自動放送の次放送内容、装置の運用状態、障害発生状況、放送状態等を画面表示すること。
- ハ システム全体の操作履歴として、日時・操作元・操作内容を表示できること。
- ヒ システム全体で発生した障害一覧として、発生日時・障害検出部・障害内容等を表示できること。
- フ 無資格者操作防止ならびに情報漏洩対策として、システム設定等を扱う操作画面はパスワード入力によるログイン/ログアウトの管理が可能であること。また、ログアウトは、手動操作のほか、無操作時間の設定による自動ログアウトを行う機能を有すること。
- へ 放送事故防止機能として放送中に無音状態を一定時間検出すると、放送は自動終了し、待ち受け状態に戻る。なお、放送室等の環境雑音に応じて無音検出レベルを操作卓の画面上で設定できること。
- ホ 送信機能付屋外拡声子局設備からの音声連絡通話要求があった場合、呼出音が鳴動すること。また呼出音以外に呼出局がわかるように表示すること。
- マ 遠隔制御装置の初期設定、追加変更設定等が可能なこと。
- ミ 緊急放送においては、予め設定した放送回数と放送間隔に従い繰返放送を行うことが可能なこと。
- ム 操作卓から操作者の訓練用に無線起動を行わない、操作練習のための練習モード機能を有すること。なお、本機能を実行中でも J-ALERT 等の外部起動装置の放送は行うこと。また、練習機能の解除防止機能ために自動解除時間の設定が行えること。
- メ 操作卓の操作試験、J-ALERT 等の外部機器の試験を行う際、実際に放送を行わない試験モード機能を有すること。また、試験モードの解除忘れを防止する為に自動解除時間の設定が行えること。

- モ 遠隔制御装置の監視が行え、接続状態の確認が可能であること。なお、遠隔制御装置が複数接続の場合は、監視結果を一覧表示する事が可能なこと。

## 2). 仕様

### ア 構造

制御部：19 インチラック

操作部：卓上型

### イ 操作部：カラーLCD（画面スイッチ：300個）

### ウ 表示種別

音量レベルメータ

その他表示：予約放送待機中、呼出中／放送中／終話、通話中／障害、端末名称、保守中、統制中

### エ 放送種別：緊急一括放送、一括放送、個別（ID10,000以上）・群（グループ）放送、分割（時差）放送（最大6分割）、音量制御（強制／大／中／小）、自動放送、サイレン放送

### オ 放送入力種別：内部入力、マイク、電子チャイム、電子サイレン

### カ 出力種別：放送出力、モニタ出力

### キ 電源：DC-48V 及び AC100V

### ク OS：Windows系

## (2) 監視制御装置

### 1). 機能

ア 新設する操作卓から、既設の再送信子局設備及び送信機能付き屋外拡声子局設備の状態情報を、確認及び表示が可能であること。

イ 状態監視、制御の結果を保持する事が可能で、最大件数を越えた結果は古い順に削除可能なこと。

ウ 手動監視・予め設定した時刻による自動監視・放送後自動監視・異常局リトライ監視が可能であること。

エ 状態監視を行った日付・時刻、監視を行った子局の番号と名称及び各監視項目、異常局と判断された局が画面表示出来ること。状態結果は、屋外子局ごとに一覧表示ができ、「正常」や「異常」など表示が出来ること。

オ 状態監視結果で、異常等があった場合は外部通報を行う機能を有すること。

### 2). 仕様

ア 監視項目：トータルアラーム、ドア（外部接続箱等含む）、AMP異常、停電、バッテリー状態（高・中・低）、FANアラーム

イ 制御項目：装置リセット、アラームクリア

## (3) 被遠隔制御部

### 1). 機能

- ア 遠隔制御装置と接続し、通信制御が出来ること。
- イ 本装置は、操作卓本体制御部に実装し、遠隔制御装置の増設対応が容易に行えること。

## 2). 仕様

- ア 接続容量：8回線以上 LAN 等

## (4) 自動通信記録装置

### 1). 機能

- ア 放送開始時刻、放送対象局、放送種別等を総合通信局へ提出する業務日誌形式で表示が可能であること。
- イ 日誌表示形式は、無線業務日誌、無線業務日誌累計等から選択可能であること。
- ウ 必要に応じてプリンタにて印字出来ること。
- エ 無線従事責任者等の名称、資格、勤務時間等の登録が出来ること。
- オ システムで使用する無線送受信装置の方路番号、名称、周波数、空中線電力、電波型式が表示出来ること。
- カ 期間指定、免許人指定、装置等を指定して表示する機能を有すること。

### 2). 仕様

- ア 表示部：操作卓と共用
- イ プリンタ：ページプリンタ等

## (5) 自動プログラム送出装置

### 1). 機能

- ア 各操作端末の画面を見ながら放送内容を登録する事で、事前に設定された日時に自動的に放送出来ること。
- イ 登録は、一括、グループ、個別の宛先選択と共に、強制を含む音量の設定が行えること。
- ウ 放送音源にはマイクでの録音音声の他、外部から取り込む音声ファイル、放送履歴音源、人工音声に登録可能であること。
- エ 音声記憶部は 1,000 分以上の録音容量を有した二重化構成とし放送が可能であること。
- オ 登録した番組は 1,000 番組（放送プログラム）保持出来ること。
- カ 自動放送中でも操作卓より統制又は緊急一括放送がかかった場合は、自動放送を中止することが可能であること。
- キ 番組登録及び確認は、登録した装置以外の各操作端末からも確認が可能であること。
- ク 登録されている番組を選択し、即時放送が可能であること。
- ケ 番組登録編集における構成内容は名称等を一覧表示し、容易に選択が可能であること。
- コ 音源録音の操作は録音開始、一時停止、停止が可能で、録音時間、残録音時間、残登録可能件数の表示が可能なこと。なお、外部から取り込んだ音源ファイルの録音時間の表示が可能なこと。
- サ マイクからの音声録音による予約と音声合成装置による自動放送予約を同一画面で

登録可能なこと。

- シ 音声放送の他、電子サイレンの放送登録が可能なこと。
- ス 放送起動がかかった後に緊急放送があった場合や放送が未放送となった場合、放送開始予定時刻を自動で繰り下げて、再度放送が可能であること。
- セ 放送が未放送となったことを一覧表示で確認出来ること。また、未放送の番組を選択することで即時放送が行えること。
- ソ 放送登録時、他の放送登録の時間が重なった場合には、放送開始予定時刻を自動で繰り下げて、登録を行うスライド登録機能を有すること。
- タ 接続されている遠隔制御装置からも番組予約情報を一元管理出来ること。
- チ 登録された番組は、操作卓で確認でき、次放送の開始時刻を表示出来ること。
- ツ 時刻指定は、時分秒単位で設定出来ること。

## 2). 仕様

- ア 表示部：操作卓と共用
- イ 呼出種別：一括、グループ、個別、分割、音量制御
- ウ 音量：強制／大／中／小
- エ 設定プログラム数：500 構成、1000 番組
- オ 時間設定単位：1 秒
- カ プログラム設定：ディスプレイ・キーボード・マウス
- キ 録音可能時間：1,000 分以上
- ク バックアップ：HDD 等による二重化

## (6) 地図表示装置

### 1). 機能

- ア 表示部
  - ① 親局、子局を地図上にアイコン表示及び一覧表示することができ、管理番号、局種別、局名称でソートすることができること。
  - ② 子局アイコンは、呼出中、放送中の表示が自動的に変化すること。また、待機中は地図の拡大、縮小及び表示位置の移動を行うことができ、周辺地域地図として活用できること。
  - ③ 放送したい子局を選択すると、地図の中心点が選択した子局を示すこと。複数の子局を選択した場合、選択した子局すべてが画面に表示されるように拡大表示すること。
  - ④ 地図上に表示された子局は、「放送準備中」「呼出中」「放送中」といった放送状態ごとに、子局アイコンを点滅させること。
- イ 操作部
  - ① 地図の縦横スクロール、拡大、縮小にて中心点の自動遷移が出来ること。
  - ② すべてのアイコン情報は表示・非表示の切り替えが出来ること。また凡例を示

すこと。

ウ 制御部

- ① 防災 CMS サーバと兼用とすること

2). 仕様

ア 表示部

- ① 機能：放送時、該当する子局の位置を点滅表示すること。
- ② 電子地図：ゼンリン電子地図 Zmap Area II
- ③ 電源：AC100V±10%
- ④ 構造：既設ディスプレイを流用
- ⑤ 寸法：既設ディスプレイを流用

イ 操作部

- ① OS：Windows 系又は Linux 系

ウ 制御部

- ① 筐体：ラックマウント型サーバ

(7) 音声合成装置

1). 機能

ア 操作卓の画面において人工音声の編集作業が可能であること。

イ 人工音声の調整やチューニングにかかる作業負担を軽減するため、深層学習の一つである DNN(Deep Neural Network)を用いた音声合成方式であること。

ウ 放送音源の登録・編集は、漢字仮名混じり文をキーボードで入力でき、登録音片の合成が可能であること。

エ 合成音のアクセント表示、話速の調整、チャイム音の有無、本文繰返しの有無、ヘッダー・フッターの有無の選択、男性声・女性声の選択、音量の調整が操作者により容易に編集が可能であること。なお、ヘッダー・フッターの編集も可能であること。

オ 作成した文章を再生し、試聴することが可能であること。

カ 自由文又は定型文の選択が出来ること。

キ 辞書登録が出来ること。また辞書は共有化することができ、ネットワーク経由でアクセスして利用しても同じ辞書情報の基で運用出来ること。

ク 地名や固有名詞等を含めた日本語辞書を搭載し、アクセントや読み仮名を付与して音声合成出力すること。

ケ 防災放送用途で音声合成を活用するため、学習させる音声データは防災行政無線放送用途等で活用されてきたデータベースを活用すること。

コ 自動プログラム送出装置に録音することで、自動放送音源として放送が可能であること。

サ 管理者用としてユーザ名、パスワードによるログイン設定が可能なこと。

2). 仕様

- ア 表示部：操作卓画面
- イ 入力方法：漢字かな混じり文(漢字コード：S-JIS)
- ウ 入力文字数：全角 1000 文字以上
- エ メモリ：8GB 以上
- オ OS：Windows 系
- カ HDD：1TB 以上
- キ GeForce RTX30xx 以上
- ク GPU メモリ：8GB: 日本語男女計 2 話者の場合
- ケ 対応言語：日本語

## (8) 防災 CMS

### 1). 機能

- ア 情報入力端末で入力したテキストデータや予め登録された定型文、J-ALERT 情報を、登録制メール配信システム等の情報配信システムと連携を行うことで、同時に複数の情報伝達システムに対して情報配信が可能なこと。この場合、配信先の任意選択や配信の可否選択が可能なこと。
- イ 操作卓または J-ALERT から受信したデータについて、即時配信または配信可否、配信先の任意設定が可能なこと。
- ウ 本装置で入力したテキストデータは、「音声合成装置」により防災無線で音声放送が可能なこと。音声合成変換に当っては、チューニング、試聴を行うことで、最適な音質を確保して放送が行えること。また、選択呼出しについては、操作卓に準ずること。
- エ テキストデータについては再送処理ができること。
- オ 予約配信機能を有していること。
- カ 情報配信先の多様化による連携先の増加にも対応が可能であること。登録制メールや、将来的に増やす連携先への連携 I/F は SMTP、FTP であること。

### 2). 仕様

- ア 連携先 (ASP 経由)
  - ① 防災行政無線
  - ② メール
  - ③ 緊急速報メール
  - ④ ホームページ
- イ 入力装置 (ノート PC)
  - ① OS：Windows 系
  - ② メモリ：10GB 以上
  - ③ HDD：1.8TB 以上
- ウ 入力装置 (タブレット PC)

- ① OS：Windows 系
- ② メモリ：4GB 以上
- ③ HDD：500GB 以上

エ 管理サーバ

- ① 地図表示装置サーバと兼用とすること

## (9) J-ALERT 受信機

### 1). 機能

- ア インターフェースを搭載しており、J-ALERT 自動起動装置と連携が可能なこと。
- イ 衛星回線もしくは LG-WAN 等の回線を経由し、弾道ミサイルに関する情報を含む国民保護法や緊急地震速報、地震情報、津波情報、火山情報、気象情報を受信する事が可能なこと。
- ウ 最新の J-ALERT 受信機であること。

### 2). 仕様

- ア 型式：JARS-3000
- イ インターフェース：イーサネット、シリアル、衛星データ受信

## (10) J-ALERT 自動起動装置

### 3). 機能

- ア J-ALERT 受信機からの情報を制御し、操作卓を起動させる装置であること。放送内容は、任意選択によって決められるものとする。なお、以下の機能を必ず備えること。
- イ 受信した緊急情報に基づき、同報無線にて放送するか否かを職員が選択可能なこと。
- ウ 自動起動を行う緊急情報の種別は、容易に設定変更が可能であること。
- エ 複数の事象が発生した際には、職員が任意に設定した情報の優先順位に従った通報が行えること。また、自動起動装置での通報中に新たな情報を受信した場合にも同様とする。
- オ 自動起動された通報履歴を画面等にて確認が行えること。
- カ 操作者が画面操作により選択した内容に基づき、操作卓を起動させ放送が可能であること。
- キ 自動起動された放送は、操作者の操作により停止することが出来ること。
- ク 操作卓に対し制御信号の入出力を行い、適切な音声ファイルの出力制御機能を有すること。

## 2. 遠隔制御設備

### (1) 遠隔制御装置

#### 1). 機能

- ア 音声放送、電子チャイム、電子サイレンの放送が出来ること。
- イ 本装置からの呼出は、「緊急一括放送、一括放送、グループ・個別呼出し」が可能であること。

- ウ 本装置の設定及び変更は、操作卓から可能であること。
- エ サイレン放送が可能であり、8種類以上のサイレンパターンを送出可能であること。
- オ システム待機状態時には自動放送の次放送、障害情報を画面表示が可能なこと。
- カ 操作履歴として、日時・操作元・操作内容を表示出来ること。
- キ 障害一覧として、発生日時・障害検出部・障害内容を表示出来ること。
- ク 操作を無効状態に出来るパスワード入力機能を有していること。
- ケ 自動プログラム送出手の機能を有していること。
- コ 親局設備に設置する音声合成装置にアクセスし、操作卓端末による操作と同様の音声合成機能及びデータベースを利用出来ること。
- サ 操作卓と時刻同期を行う機能を有していること。

## 2). 仕様

- ア 放送種別：緊急一括放送、一括放送、個別・グループ放送、自動放送  
※ グループ数：300 以上
- イ 放送入力種別：マイク、電子チャイム、電子サイレン(10 パターン以上)、自動プログラム送出装置
- ウ 接続インターフェース：LAN
- エ 電源：AC100V

## 3. 発令判断支援システム

### (1) 発令判断支援システム

#### 1). 機能

- ア 背景地図は外部で公開されている地図や Google Maps とし、ハザードマップ(土砂災害、洪水等)を重ねて表示出来ること。
- イ 発令判断支援機能
  - ① 取得した監視・観測データの値が、設定した閾値を超えた場合はアラート音やポップアップにて注意喚起が出来ること。
  - ② 設定した閾値を超えた場合は、避難情報発令推奨エリアが自動で選択され、発令推奨理由も表示されること。
  - ③ 避難情報発令推奨エリアに関連する避難所が自動的に抽出されること。
- ウ 広報機能
  - ① 避難情報の発令種別毎、情報配信先毎の発令文言が自動生成出来ること。かつ、一元的に配信操作が可能で、職員が行う作業の支援が出来ること。
- エ 監視観測機能
  - ① 関係機関や外部サイト等と連携し、リアルタイムでの気象状況(雨量、河川水位、河川監視カメラ等)を重ねて表示出来ること。
- オ 避難情報機能

- ① 避難所の開設状況や避難者数（男女別、世帯数等）を登録・確認できること。

カ ダッシュボード

- ① 警報等の発令日時、避難所開設日時等、本システムで取り扱っている情報を収集し時系列で表示できること。
- ② 各情報には任意で色を付けることができること。
- ③ 時系列情報をカテゴリ等で絞込表示できること。
- ④ 過去災害のクロノロジー情報もプルダウンから選択することで閲覧できること。

2). 仕様

ア 取得データ

- ① J-ALERT
- ② 土砂災害メッシュ情報
- ③ 佐賀県河川水位、雨量情報

## 第 5 章 機器構成

### 親局設備

No.	機器名	規格	数量	備考
1	操作卓	サイレン送出部、選択呼出部、音声調整部、時差放送部を含む	1 式	
2	監視制御装置		1 式	
3	被遠隔制御部		1 式	
4	自動通信記録装置		1 式	
5	自動プログラム送出装置		1 式	
6	地図表示装置		1 式	
7	音声合成装置		1 式	
8	防災 CMS		1 台	入力装置：計 5 台 ・ノート PC1 型台 ・タブレット型 4 台
9	J-ALERT 受信機		1 台	
10	J-ALERT 自動起動装置		1 台	

### 2. 遠隔制御局設備

No.	機器名	規格	数量	備考
1	遠隔制御装置	デスクトップ型 またはノート PC 型	3 式	

### 3. 発令判断支援システム

No.	機器名	規格	数量	備考
1	発令判断支援システム	監視観測機能、避難情報機能、広報機能、ダッシュボード	1 式	ノート PC 型

## 第6章 作業仕様

### 1. 適用範囲

本仕様は、当該設備を構成する各機器・装置の設定・据付・配線等に適用するものである。作業に当たっては、すべて甲の承諾を得たうえで行うこと。

### 2. 作業範囲

作業範囲は、次のとおりとする。

- (1) 納入機器の設定・据付及び親局設備改修
- (2) 納入機器に要する電源線・接地線等の配線接続
- (3) 機器相互間のケーブル布設接続
- (4) 試験及び上記各項関連作業

### 3. 作業の原則

- (1) 既存システムに追加する設備として総合的機能を長期間安定して発揮できるよう、十分な経験を有する専門技術者により、単体各機器を本仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項に基づいて作業すること。
- (2) 既存システムの運用に及ぼす影響を必要最小限とすること。
- (3) 既存システムに障害が発生した場合に、ただちに対処し復旧できるよう、万全な体制をとること。
- (4) 作業中に災害等が発生し、緊急な放送が必要になった場合は、職員等が放送できるよう体制を整えること。

### 4. 作業計画

- (1) 作業計画は、作業の手順、工程、工法、安全対策、その他作業に関する全般的計画であるから、甲との打合せ、現地調査、関連業者との連絡などを十分行ったうえで作業計画書を作成し、契約後速やかに甲に提出すること。なお、重要な変更が生じた場合は、変更作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 乙は、機器配置図、据付配線図及び甲から特に指示された資料をあらかじめ提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 乙は、甲の指定した工法等について代案を申し出ることができる。
- (4) 甲から示された以外に、乙が作業上必要とする用地等は、甲とあらかじめ協議の上、乙の責任において確保すること。
- (5) 作業上必要な機械、材料等は貸与又は支給されるもの以外は、すべて乙の負担とする。

### 5. 作業管理

- (1) 作業管理は、作業計画に基づき工期内に完全な竣工ができるよう行うこと。
- (2) 作業にかかわる法令法規等を遵守し、円滑な進捗を図ること。
- (3) 作業に必要な関係官庁等に対する諸手続きは、速やかに行うこと。また、関係官庁等と交渉を要するとき及び交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を甲に申し出ること。
- (4) 仕様書等で指定され、又はあらかじめ甲が指示した事項については、甲の検査又は確認を得ること。
- (5) 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ甲の承諾を得

て行うこと。

(6) 作業中に甲と行った協議事項等は、協議録として残すこと。

(7) 貸与品及び支給品についての受払い状況を記録し、常に残高を明らかにしておくこと。

## 6. 現場管理

(1) 作業に当たっては、確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うこと。

(2) 指定又は指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。作業上必要ある場合はあらかじめ甲に承諾を求めること。

(3) 改修、増設などにおいて、既存システムの設備に関係して作業する場合、甲と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。

(4) 作業が完了した時は跡片付け、清掃等を完全に実施すること。特に作業のため借地した土地等は、契約に基づき整備して返還すること。

## 7. 安全

### (1) 基本事項

作業に当たっては、「労働安全衛生法」等関係法令等を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じること。

### (2) 安全体制

ア 安全確保のため、統括安全衛生責任者及び作業現場ごとの安全責任者を設け連絡会議などを行い、緊急時の措置等安全体制（組織）を確立すること。

イ 統括安全衛生責任者は、安全のための守則、方法など具体的な対策を定め、これを推進すること。

ウ 統括安全衛生責任者は、安全責任者等の氏名を明らかにし、これを作業者の見やすい場所に掲示すること。

### (3) 安全教育

安全責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底すること。

### (4) 安全施設

乙は、作業の種類、現場の状況に適合した安全施設を設けるとともに、常に点検し必要に応じ補修を行うこと。

### (5) 安全管理

ア 作業用機械は、日常点検、定期点検を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し、事故防止に努めること。

イ 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずること。

ウ 火気の取扱及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。

エ 作業場所の状況に応じ交通整理員を配置し、車輛運転中の事故、作業の種類場所等による交通障害、車輛の飛び込み防止等に努めること。

オ 電気、ガス、水道等の施設に接近して施行する場合は、あらかじめ当該施設管理者と打合せ、要すればその立会を求め、その指導を得て行うものとする。

カ 作業員の保健、衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を行うなど作業環

境の整備に努めること。

(6) 緊急時の措置

ア 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善をつくすとともに、速やかに甲に報告すること。

イ 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに甲及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

8. 作業写真

作業後形状が変わり、又は作業後に視認できなくなる箇所（名称、寸法等が確認できること。）及び工程毎の写真を撮影し、種類ごとに整理して甲に提出すること。

9. 配線

(1) ケーブル配線

ケーブルは、外被に損傷を与えないよう十分取扱に注意し、「有線電気通信設備令」、「電気設備技術基準」等に基づき確実に行うこと。

ア ケーブルの曲率半径は使用ケーブルの許容率以上にとり、ケーブルに無理を与えないようにすること。

イ ケーブルの取付けは、所定の金具を用い、十分な強度で支持すること。

ウ ケーブルの接続は所定の端子金具を用い、接続部に張力が掛からないよう適度なたるみを持たせ、防水に注意して行うこと。

エ ケーブルの懸架は、吊線付きで行うか、又は垂鉛メッキ鋼撚線にハンガー等で吊り下げるものとする。

(2) 電力線配線

電力線の配線等は「電気設備技術基準」等により確実に行うこと。

(3) 屋内配線

電線、ケーブル等の屋内配線は、ダクト、電線管、その他の器具により保護すること。

(4) 端末処理

電線、ケーブル等の端末処理は適切な端末処理材を用い、防水、絶縁抵抗の低下等に注意し、確実に行うこと。

10. 総合調整

(1) 各設備は設置完了後十分な調整を行い、調整結果に基づき試験成績書を作成し甲に提出すること。

(2) 作業終了後、総合的な調整、試験を行い、施設の機能を確認すること。なお、既設メーカー又は保守会社による試験調整を実施することとする。

(3) 監督官庁等から他の無線局との混信等で改善・改修の指導等があった場合は、その指導に従い必要な措置を行うこと。なお、この措置に必要な経費は乙の負担とする。